

愛媛労働局発表  
平成30年 5月29日

【照会先】

愛媛労働局総務部労働保険徴収室  
室長 市村 俊右  
室長補佐 松友 庸治  
(電話) 089(935)5202

報道関係者 各位

## 平成30年度「労働保険の年度更新」が全国一斉に始まります

申告・納付の手続は6月1日（金）から7月10日（火）まで

～ 県内16会場で申告書受付会を開催 ～

愛媛労働局は県内16会場で申告書受付会（臨時の集合受付窓口を設置）を開催します。

～管内の年度更新対象事業場数は約39,000～

受付会の開催日時及び開催場所については別添1の「労働保険年度更新申告書受付会開催のお知らせ」をご覧ください。

事業主から徴収した労働保険料の用途については、別添2の「労災・雇用保険制度周知用リーフレット」をご覧ください。

なお、労災保険料の保険料収入は全国で8,717億円（愛媛で約90億円）、雇用保険料の保険料収入は全国で約1兆8,911億円（愛媛で約141億円）（いずれも平成28年度）となっています。



### 労働保険の「年度更新」とは・・・

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した名称です。

労災保険は、業務上や通勤途上の傷病（いわゆる「過労死」事案や精神障害事案を含む。）に対する補償、雇用保険は、労働者が失業した場合の失業等給付などで、それぞれ支出されており、ともに労働者の重要なセーフティネットです。

労働保険の保険料は、労働者を雇用する事業主が、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとされており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局、金融機関等で手続を行っていただくこととなっています。